［一～九　略］

十　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十一　略］

［2～4　略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［六　略］

［2・3　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五　略］

［2～4　略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～十　略］

十一　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十二　略］

［2～4　略］

［一～九　同上］

十　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十一　同上］

［2～4　同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　［同上］

［一～四　同上］

五　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［六　同上］

［2・3　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　［同上］

［一～三　同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五　同上］

［2～4　同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　［同上］

［一～十　同上］

十一　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十二　同上］

［2～4　同上］